

本稿は、日本の中世から近世への移行をどう捉えるべきかという課題に対して、神仏観、特に豊臣政権の政策と起請文の関係を手掛かりとして探求を試みたものである。

日本の中世は宗教の時代と言われる。中世には新たな神祇秩序の形成に伴い、日本中心の三国観が確立され、その知識体系が一般庶民にも広く共有された。それに従って、中世の日本人は神祇祭祀と仏教に基づく三国世界観をフィルターとして自らの周り、つまり「世界」を認知したと想定される。

一方、近世は「宗教世界中世を克服した世俗世界であり、権力も国家も社会も思想も脱宗教であり、それを深化させて近代という非宗教世界を目指した」時代と捉えられる傾向がある。これは、近代という目標に指向する歴史的段階として、近世と中世を想定したからの考え方である。その中で近世は「合理の時代」、中世は「宗教の時代」と看做され、中世から近世への移行は非合理の時代を克服し、合理の時代に進むことであると見られてきた。

その認識の中で、「中近世移行期」と呼ばれる時期はどのように認識すべきなのか。一般的に「中近世移行期には神仏の権威が低落して行った」と捉えられているが、本稿は当該命題を再考することを眼目としたものである。

序章では、筆者なりに「宗教」という概念を定義し、そこから神仏、神仏観という概念までを定義した。その上で、通説を成す先行研究を検討し、現在の研究状況を整理した。筆者は宗教を「世界を説明する知識体系の一種」と定義し、その過程に神・仏のような超自然的な存在が想定されたと見た。それで、「中近世移行期に神仏の権威が低落して行った」のであれば、「神仏」と呼ばれた超自然的な存在に対する人々の認識も変化したはずであるとの仮説を設けた。序章では、まず中世前期における神仏観に関する先行研究をまとめ、中世前期までの神仏観を把握しようとした。それを踏まえ、中近世移行期の神仏観の様子を分析し、それを通して神仏観の変化を究明しようとしたのが第1部である。

それで、第1部「中近世移行期の神仏観」では、思想家ではなく、当時の人々に係る記録を中心に当時の神仏観の解明を試みた。

第一章「中近世移行期における神仏観—『兼右卿記』・『兼見卿記』を中心に」では、日本国内の聖職者である神主、吉田家の当主による日記『兼右卿記』・『兼見卿記』を分析対象とした。その日記の記事の中、人々が吉田家に儀礼の修行、霊符の発給などを求めた記事、本稿では「依頼」と一括したものを分類し、その分析を試みた。

その結果、各層各界の人々が現実利益のために吉田家に依頼したことが確認できた。具体的には、天変地異、病気、乱心、狐憑きのような現象が発生した際の当該現象の解除、或は当該現象の防止のために依頼した臨時・単発的な依頼と、日常的な祈祷を以て武運長久、国家安全、息災延命のような現世利益を追求した定期的な依頼がある可能性を呈した。

そして、その根底には原因不明の現象は神仏によるものと見なす認識があることを指摘し、それが中世前期から引き継がれた神仏観に基づいたものであることを明らかにした。つまり、神仏は現世に散在しており、現世に影響を与えられる存在であるが、それと同時に、人間と

同じ基準を以て因果と応報を分別し、喜怒哀楽を感じる、人間とごく類似な存在であるとの認識が、中近世移行期にも依然として人々の考えの根底に位置していたことを指摘できた。

このような考え方は、原因不明の現象が発生した際、それを神仏・霊によるものであると見なし、そのような現象が起き得るようなことがあったのかを究明してその原因を突き止めるという、因果が逆転された考え方の根底にも存在していたことを指摘した。最後に、そのような神仏観が近世末までつながれた可能性をも提示した。

補論「吉田家における依頼の基礎的構造」では『兼右卿記』の記事を中心に、当時人々が吉田家に依頼した基礎的な構造を確認した。まず、吉田家に依頼を届ける経路を把握し、仲介を務めた人々がいたことを再確認し、依頼の際、依頼者が出す礼銭については入目目録や他の記事を分析し、礼銭の算定に係る事柄を明らかにした。兼右の場合、依頼に返答を与える際、必要に応じて、取り扱い方法などを案内したのは指摘できたが、兼見の場合は不明であるとした。

第二章「外国人が見た日本の神仏観—中近世移行期を中心に」では、中近世移行期の日本の人々と接した外国人が見た日本の神仏観を確認した。その際、慶長の役における朝鮮の被虜人、特に姜坑の『看羊録』とイエズス会の宣教師、ルイス・フロイスの『日本史』を中心に分析を進めた。

姜坑の『看羊録』は当時、被虜された人々が残した被虜実記の内、日本人の風習に詳しいという点から、日本人の神仏観を窺い知るに最も適合であると判断した。『看羊録』の分析からは、姜坑が朱子学に基づいた知識体系を持ち、それをフィルターとして、日本の風俗を観察したことを指摘できた。その結果、①神仏観に基づいた説話や慣習などの慣れてない現象は「怪しげな説」と見なし、それを信じる日本人を疎いに見下したこと、②現象を在りのままではなく、自らの知識体系に照合して理に適う形で再構築して理解したと指摘した。それと同時に、そのような認識とは別に、③姜坑が日本の神仏観に基づいた慣習を、ある程度理解し、積極的に活用しようとした事例があることを確認した。以上の検討を通して、当時の日本においても神仏が依然として影響力を発揮していたと見られたと捉えた。

一方、フロイスの『日本史』では、先行研究で指摘されたように、日本人は在来信仰をフィルターとしてキリスト教を受け入れ、既存の宗教と同様な役割をキリスト教に期待していたのを確認した。そして当時の日本人には効験の有無が信仰を決定づける要因であったことを指摘し、その前提の上でキリスト教への改宗も、キリスト教に対する反感も、当時における人々の緩やかな宗教観も理解できることを明らかにした。そして、その中で神仏は目標を達成するための手段として認識されていたと評価した。最後に、日本人は神仏を依然として世界の一部として認識していたと看做し、それを以て中近世移行期における日本の神仏観が中世前期と大きく変化してないとした。

このように、中近世移行期における神仏観が中世前期と大きく異ならないとすれば、当時の政権による政策と宗教の関係についても再検討が必要ではないかという疑問が生じ、それに答えようとしたのが第2部である。特に、豊臣政権による起請文の活用はどう理解すべきかという観点から接近した。それで、第2部「豊臣政権と神仏観」では、豊臣「公儀」の成立、政策と起請文との係りを確認し、それを以て豊臣政権を戦国時代の延長線上で理解する

観点を提示しようとした。

第一章「豊臣政権の「公儀」と起請文」では、豊臣政権の「公儀」形成過程と起請文の関係を解明しようとした。法的主体としての豊臣政権の様子に注目するため、まず、秀吉が下した命令・法度と起請文の関係を究明しようとした。それで、百姓共同体・寺社集団などの地域共同体を統制するために豊臣政権が必ず神威のような他の権威を借りる必要はあったわけではないことを指摘した。それにも関わらず、秀吉と豊臣政権は起請文を以て命令・法度の遵守を強制させる様子を見せたが、それは中世前期から引き継がれた慣習の踏襲であると同時に、中近世移行期に生じた起請文の変化を生かす方法としての活用方法であったと評価した。豊臣政権は起請文から神威を排除する様子、そして相手側が起請文の作成に関与する権利を剥奪し、当該文書を責任の所在を明確にする証拠として活用したと看做した。

このような様子は諸大名を相手にした場合にも同様に確認されたが、文禄四年の秀次事件によって、秀頼を頂点とする「公儀」の形成の際には、当時排除していた神威、朝廷の権威までも活用しようとしたと捉え、その根拠として霊社上巻起請文の公式的な起請文様式としての採択を挙げた。最後には、秀次事件以降の豊臣政権について概観することで、そのような秀吉の試みが失敗したと評価した。

第二章「豊臣秀吉の対明・対朝鮮認識——一五九三年の明・日講和交渉を中心に」では、文禄二年の講和交渉の際、秀吉が提示した講和条件について再考察した。当該条件に関する史料を分析し、その作成過程を検討した後、秀吉が提案した条目を戦国時代の講和交渉の延長線上で考察した。その結果、秀吉を含め、豊臣政権の人々が戦国時代の講和交渉を踏襲していたことを指摘し、秀吉と豊臣政権の人々が朝鮮と明、両国を日本の慣例・慣習・常識が相通じる国と想定していた可能性を提示した。

第二節では、日本の外交僧たちと明の使節兩人との筆談の分析を通じて両側の認識ずれを確認した。特に、明の使節兩人は日本が最も重視した二つの条件、明の皇女の降嫁と朝鮮の両属認定を全く理解できない様子を見せたのを確認した。ここでは、このような認識のずれは当該交渉の破綻につながり、秀吉が提案した条件が明・朝鮮、何処にも正確に伝達されなかった理由であると看做した。

第三節では、文禄二年以降の講和交渉の進捗を概観し、明と日との間の講和条件の変化を考察し、講和条件の変化が徐々に明の冊封体制に合うものに変化していったことを指摘し、それを明に対する豊臣政権の認識が訂正されていく過程として捉えた。その一方、冊封使の渡日に関する史料の検討を通じて、朝鮮に対する認識は文禄の役以前と変わらなかったことを確認し、それが慶長の役の勃発につながれたとした。